

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	売買参加者の承認の更新	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	
根 拠 条 項	第28条の2第2項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(承認の有効期間等)</p> <p>第28条の2 条例第26条第1項の規定による売買参加者の承認の有効期間は、当該承認の日から同日後最初に到来する更新日(売買参加者の承認の更新を行う日として市長が定める日をいう。)までの期間とする。</p> <p>2 売買参加者は、前項に規定する有効期間満了の日後も引続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、当該有効期間満了日の30日前までに、売買参加者承認更新申請書を市長に提出して承認の更新を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定により更新を受けた場合における売買参加者の承認の有効期間は、当該更新の日から起算して3年とする。</p> <p>4 条例第26条第4項(第4号を除く。)の規定は、第2項の承認の更新について準用する。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例 (売買参加者の承認)</p> <p>第26条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合</p>	
	参 考 事 項	売買参加者承認及び更新基準
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 30日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- を除き，同項の承認をするものとする。
- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
 - (2) 申請者が卸売業者の卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
 - (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
 - (4) 申請者が第28条又は第72条第3項の規定による承認の取消しを受け，その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

売買参加者の承認の更新に係る審査基準については，上記の他，別紙「売買参加者承認及び更新基準」のとおり。

* 売買参加者承認更新申請書は，別紙様式第13号とする。